

愛媛県における全国がん登録診療所指定要領

1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、全国がん登録を行う愛媛県内の診療所の指定等を行うことを目的とする。

2 対象施設

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第 6 条第 1 項の届出対象情報の届出を行うことが可能な愛媛県内の診療所とする。

3 指定の申請

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする前年の11月末までに「全国がん登録における指定申請書（様式第 1 号）」を知事に提出する。

4 指定

知事は、「全国がん登録における指定申請書（様式第 1 号）」を受理した場合は、法第 6 条第 2 項の診療所として指定を行い、「指定書（様式第 2 号）」により指定した旨を通知する。

なお、指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行う。

5 指定診療所の申請内容の変更

指定された診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式第 3 号）」を速やかに知事に提出する。

6 指定診療所の辞退

指定された診療所は、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式第 4 号）」を知事に提出する。

7 指定の取り消し

知事は、指定された診療所の管理者が法第 6 条第 1 項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第 6 条第 1 項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則

この要領は平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

ただし、平成 28 年の届出に係る申請は、平成 27 年 12 月 15 日到着分まで受理する。